

最低賃金引上げ対応緊急支援事業に係る広報業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

最低賃金引上げ対応緊急支援事業に係る広報業務委託の受託候補者を選定するため
に、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

最低賃金引上げ対応緊急支援事業に係る広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
による。

3 委託料の上限額

13, 249, 500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、委託料は業務完了検査に合格したあと、精算払により支払う。
※この金額は契約予定価格を示すものではない。
※本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の施行が可能となった
時に効力が生じる。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

5 参加資格

企画提案に参加できるものは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者の中、
「広告・宣伝」に関する業務で種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、
民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又
は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされ
ていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加
資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税の未納がない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規
定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者で
ない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の
規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従
業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴
収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

項目	日 時
(1) 公告	令和8年2月20日（金）
(2) 質問票受付期限	令和8年3月 5日（木）午後5時必着
(3) 参加申込書提出締切	令和8年3月 9日（月）午後5時必着
(4) 企画提案書提出締切	令和8年3月16日（月）午後5時必着
(5) 審査結果の通知	令和8年3月23日（月）まで

8 企画提案競技の方法

(1) 質問の受付及び回答

仕様書又は本要領に関する疑義は、令和8年3月5日（木）午後5時までに質問票（様式1）を下記12に掲げる窓口まで電子メール又はファクシミリで送付すること。未達を防ぐため、送信後は電話連絡を行うこと。（電子メールでの送付の場合、データ容量の都合によりこちらに届くまでに10分程度かかるため、送信後10分経過以降に連絡すること。）

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある（質問者名は公表しない。）。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加する者は、令和8年3月9日（月）午後5時までに参加申込書（様式2）を下記12に掲げる窓口まで電子メール又はファクシミリで送付すること。未達を防ぐため、送信後は電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出

令和8年3月16日（月）午後5時までに以下の書類を下記12に掲げる窓口に郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、郵送物の追跡が可能な手段により提出すること。

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

① 企画提案書の内容

以下の内容について提案を行うこと。

ア 企画・提案の内容

業務委託仕様書にある全ての業務について、企画・提案の内容が具体的にわかるように記載すること。

イ 業務実施体制
ウ 業務スケジュール

エ 業務実施にあたっての優位性及び特色

業務を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（過去の類似事業実績等）や特色があれば記載すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（様式3） 1部

イ 企画書（任意様式） 原本1部、写し4部

- 提出する企画提案は、1案のみとする。
- 提出する部数は5部とし、A4版（一部A3版を折り曲げても可）とする。縦向き、横向きは自由とするが、混在は避けること。

ウ 見積書 5部（原本1部、写し4部）

- 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税、合計額（税込金額）を記載すること。
 - 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とし、業務名は「最低賃金引上げ対応緊急支援事業に係る広報業務委託」とすること。
 - 担当者名及び連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載すること。
- エ 会社概要（既存のもので可） 5部
- オ 誓約書（様式4） 1部
- カ 類似業務の履行実績が確認できる資料（5部）
- 過去2年以内における類似事業の履行実績について、実施年度、委託者、受託金額、業務概要を記載した資料を提出すること。

（4）審査項目

審査内容及び各項目の配点は、別添「審査基準表」のとおりとする。

（5）審査方法

書面による審査方式とし、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（6）選定結果通知

令和8年3月23日（月）予定（採択・不採択にかかわらず通知する。）

（7）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- 提案書を期限までに提出しないとき
- 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徵取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) 著作権について
この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとし、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 当該事業については、宮崎県の令和7年度2月補正予算が成立した場合に事業化されるため、この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

また、当該事業費は国の交付金であるため、国の交付決定次第では、本要領「3 委託料の上限額」に記載する金額を減額する場合がある。その場合は、県との協議により、事業内容を見直すこととする。

12 問合せ先及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉担当 吉田、一井
電話番号 0985-26-7106 (直通)
ファックス 0985-32-3887
E-mail koyorodoseisakuu@pref.miyazaki.lg.jp